

Tax & Legal Alert

タイ

デロイトトーマツ税理士法人

2019年1月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

国際ビジネスセンター(IBC)制度

2018年12月28日に4つの勅令(Royal Decree)が官報に公表された。

- Royal Decree No. 671 では、地域事業本部(Regional Operating Headquarters: 以下「ROH」)の制度が廃止された。既存の ROH のステータスを有する企業は、2020年1月1日以降から始まる会計年度において、全ての恩典が停止される
- Royal Decree No. 672 では、国際統括本部(International Headquarters: 以下「IHQ」)の制度が廃止された。既に IHQ のステータスを有する企業は、当初与えられた恩典期間のうち未経過の期間において、IHQ のステータスを維持することができる(上限は15年間)
- Royal Decree No. 673 では、国際貿易センター(International Trading Center: 以下「ITC」)が制度を廃止された。既に ITC のステータスを有する企業は、当初与えられた恩典期間のうち未経過の期間において、ITC のステータスを維持することができる(上限は15年間)
- Royal Decree No. 674 により、IBC 制度が発効した。制度利用に関する補完情報は、早急に公表されると思われる

ROYAL DECREE NO. 674: IBC 制度

(1) IBC の税務恩典

IBC のステータスを有する企業には、その定められた事業範囲から生じた特定の利益に対して、15会計年度を上限に次の税務恩典が与えられる。

- 法人税の優遇税率が与えられる。毎年支出される事業経費(タイ国内にいる受領者に対する支出に限る)に従い、6,000万バーツ以上の事業経費を支出する場合は8%、3億バーツ以上を支出する場合は5%、6億バーツ以上を支出する場合は3%の優遇法人税率が与えられる。優遇法人税率が適用できるのは、IBC で認可される利益に限られる

- IBC が国内及び海外の関連者から受け取る配当金収入には、法人税免税が与えられる
- IBC が国内及び海外の関連者へトレジャーサービスを提供したことにより生じた利益には、特定事業税(Specific Business Tax)免税が与えられる
- IBC がタイ国内で事業活動を行わない海外の関連会社へ支払う配当又は利息には、法人税免税が与えられる
- 一律15%の個人所得税の優遇税率が IBC の外国人従業員に対して与えられる。タイ歳入局は、当該個人所得税の税務恩典の要件等について、近日中に、より詳細な内容を公開すると思われる

(2) IBC で認可される利益

IBC で認可される利益とは、IBC ステータスを有する企業が稼得する次の利益をいう。

- マネージメントサービス、技術サービス、サポートサービス、財務サービスのうち、1種類か複数の種類のサービスの提供から得られる利益
- IBC 又はそのタイ国内の下請け業者により行われる研究開発活動から得られる利益

(3) IBC の税務恩典を受けるために満たすべき条件

次の条件を満たすタイ法人は、IBC ステータスを申請する資格がある。

- 払込資本金として最低1,000万バーツを有すること
- 最低10人(財務サービスの場合は最低5人)の技能を有する従業員を雇用すること
- IBC としての事業経費として、タイ国内で少なくとも毎年6,000万バーツを支出すること
- 毎年上述の条件を満たすこと(仮に上述の条件を満たさない会計年度においては、IBC の恩典を享受することはできない)

(4) IBC ステータスの資格停止

Royal Decree No. 674 は、次のケースに当てはまる場合は、歳入局長官に IBC ステータスを有する企業を不適格として資格を停止する権限を与えている。

- IBC が上述の順守すべき条件を 2 年以上継続して順守しない場合、又は
- IBC としてのステータスを有しているが、経済実態として IBC とは必ずしも言えない企業と歳入局長官がみなした場合

IBC ステータスを有する企業として不適格とされた企業は、それ以降、IBC 制度のもとで恩典を受けることができない。

さらに、歳入局は、過去に遡及して不適格企業の税務恩典を取り消すクローバックルールを適用する権限を有する。当該権限の行使は、IBC ステータスが与えられた 1 年目から行うことができる。

(5) 制度の移行

タイ政府により ROH、IHQ 及び ITC の各制度は廃止されたが、既に当該制度から恩典を享受している企業は、引き続き、恩典が与えられた期間にわたり税務恩典を享受することができる。

代替的な方法として、既存の ROH 又は IHQ ステータスを有する企業は、IBC ステータスへの移行も選択可能である。制度移行を促す目的で、タイ政府は既存の ROH 又は IHQ ステータスを有する企業で IBC 制度への移行を選択する企業には、IBC 制度が求める最低 6,000 万バーツの事業経費支出の条件に代わり、ROH 又は IHQ 制度に基づく最低支出額の条件を引き続き用いることが許可される。上述の制度移行の場合、IBC で認可される利益に対して 8%の法人税率を適用することができる。しかし、5%又は 3%の優遇税率を受けるためには、IBC が定める事業経費支出の条件(つまり、3 億又は 6 億バーツ)を満たす必要がある。

さらに、ROH 又は IHQ 制度から IBC 制度へ移行する企業は、従前の制度で認可された事業から稼得された利益を原資とした海外の出資者への支払配当に課される源泉法人税の免除が、引き続き与えられる。この措置は、IBC ステータスが与えられた日から 1 年以内に支払われた配当に限られる。しかしながら、上述の従前の制度から IBC 制度へ移行した企業に対する外国籍の従業員に与えられる一律 15%の個人所得税の優遇税率適用の可否については、明確になっていない。

(6) デロイトの見解

タイは OECD が主導する税源浸食と利益移転(BEPS: Bases Erosion & Profit Shifting)の包摂的枠組みへの参加国であるため、歳入局は、従前の制度と比較して、新しい IBC 制度に様々な変更と制約を加えた。主要な変更及び制約のうちいくつかを以下に紹介する。

- IBC 制度では、次の税務恩典等が含まれない。
 - ITC で認可された利益への法人税恩典

- 海外関連者株式の売却から生じるキャピタルゲインへの法人税免税
- 異なる法人税率の適用(すなわち、従前の制度ではクロスボーダー取引に法人税免税及び国内取引には 10%の法人税率を与えていましたが、IBC 制度では上述の異なる税率の適用はなくなった)
- ROH、IHQ 及び ITC 制度の事業経費支出の最低額と比較して、IBC 制度では、事業経費の最低支出額が 6,000 万バーツまで増加した。
- ROH、IHQ 及び ITC 制度では技能を有する従業員の雇用に係る要件がなかったが、IBC 制度では従業員の要件が加えられた。IBC ステータスを有する企業は最低 10 人(財務サービスの場合は最低 5 人)の従業員を雇用しなければならない。
- 仮に 2 年以上継続して満たすべき条件を満たせなかった等の理由により、IBC ステータスを有する企業であっても不適格とされる可能性があり、その場合は、IBC のクローバックルールに基づき、算出された過少申告所得にペナルティ及び延滞金を科される潜在的リスクがある。

IBC 制度の持続可能性を検討するために、IBC 制度の利用に関心をお持ちであれば、IBC 制度への申請又は制度移行に先立ち、費用対効果の分析を含むフィジビリティスタディを実施が推奨される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Thailand

バンコク事務所

ディレクター 米岡 光二郎 koyoneoka@deloitte.com

ディレクター 中島 敬仁 tnakajima@deloitte.com

マネジャー 秋山 雄亮 yuakiyama@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019 For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001